

1. 世田谷区の「住民参加の街づくり」の現状について、お考えをお示してください。

街づくり条例にもとづく「街づくり協議会」の活動など、住民参加の街づくりの経験は長年の実績の上に積み上げられてきました。しかしながら最近、世田谷区の姿勢が後退していると感じています。区の進める「住民参加」は、「手続き」として行われていると思わざるをえない現状があると考えます。区民の意見について行政の計画に沿うものなどは取り入れるが、対立的意見、立場などは排除する傾向が強まっていることは憂慮すべき事態です。

2. 以下、現行街づくり条例又は素案についてお尋ねします。

前文を置くことについて、どうお考えですか。符号に をお付けください。

ア. 前文はあった方がよい

イ. 前文はなくてもよい

ウ. その他 前文を置くことは条例の趣旨、理念や目的を明確にする上で意義があり、その内容は住民の理解と合意が得られる文言であるべきです。区が示した改正案の文言は不十分な点や問題があると考えます。

国や都の公共事業やその他の都市計画事業も街づくり条例の対象とすることについてどうお考えですか。符号に をお付けください。

ア. 当然である

イ. 場合による

ウ. 必要ない

エ. その他

前問に関連して、現行街づくり条例（素案も同じ）第3条第2号の「事業者」の定義中の「公共的団体」、「それに準ずる団体」とは何を指すとお考えですか。例示でも結構です。

公共的団体 国、地方公共団体などを含む公共的事業を行う団体。

それに準ずる団体 ガス、電気会社など

現行街づくり条例（素案も同じ）には、第9条をはじめ「区民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする」との規定がありますが、この措置とは、どのような措置とお考えでしょうか。また、どのような措置が望ましいとお考えですか。都市整備方針策定の場合を例にお答えください。

現状についてお考えの措置 説明会や縦覧、意見書募集、パブリックコメント、ワークショップなどの話し合いの場

望ましいとお考えの措置 上記に加え議会の議決など（公聴会の開催を必置とすべき）

素案第4章には3,000㎡以上の土地を対象として土地取引行為の届出と建築構想の届出が規定されています。制定による効果についてお尋ねします。符号に をお付けください。

ア. 十分効果が上がると思う

イ. 一定程度の効果は上がると思う

ウ. もっと小規模な敷地まで対象にしないと効果が上がるとはいえないと思う

エ. その他 効果がないとはいえないが、不十分。土地取引の届出は対象を広げ、届出されたものに対する指導、助言等、効果的な措置が必要。建築構想の届出も対象を広げるべき。

別紙を用いてご自由にご意見等をお寄せください。必ずお名前をお書きください。
(この部分については、公開希望又は非公開希望とお書きください。)

以上